平成２４年（フ）第４３号
山形県東田川郡庄内町余目字町113番地１
債務者　佐藤みや子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１７８号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1636番地５
債務者　関口　禮子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５４５号
埼玉県川越市南大塚４丁目７番地６　三幸アビタシオン223号室
債務者　海老根智美（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１３号
千葉県銚子市西小川町312番地の４
債務者　古賀　恵理
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８号
千葉県山武市白幡875番地１　浅野アパートＢ－４
債務者　尾上　政則
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６号
千葉県東金市極楽寺535番地92
債務者　本間　善明
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５号
千葉県山武市埴谷1536番地66
債務者　大越　一広
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４６４号
神奈川県平塚市大神1949番地の１　相原マンション
債務者　寺坂キヌ子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３１４号
新潟市江南区天野２丁目４番６号
債務者　染谷　春美
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
静岡県富士市富士岡350番地の13　ボナールヴィラ201号井上方、前住所富士市宇東川東町１番７号　シティハイムビクトリーＡ―202号
債務者　富井　晶子
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３７号
静岡県富士市森島173番地の２、前住所静岡県富士市厚原1973番地の３
債務者　塩川絵美子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７９４号
堺市中区深井水池町463番地３、住民票上の住所堺市堺区昭和通４丁70番地５
債務者　春木　和美
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７９５号
堺市中区深井水池町463番地３、住民票上の住所堺市堺区昭和通４丁70番地５
債務者　春木　秀昭
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１１号
堺市南区竹城台２丁１番20―110号
債務者　末永　光夫
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１７号
大阪府河内長野市千代田台町１番11―606号
債務者　乾　滿智子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２７号
大阪府高石市東羽衣３丁目18番17号
債務者　奥野　勝彦
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３０号
堺市堺区浅香山町３丁３番17号　片岡文化
債務者　大城　幸榮
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８４０号
堺市中区新家町547番地３　ヒルズ白鷺101号
債務者　沼田　將幸
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係